百三十五　ドデシル＝二―メチルプロパ―二―エノアート、二―ヒドロキシエチル＝二―メチルプロパ―二―エノアート、Ｎ―（ヒドロキシメチル）プロパ―二―エンアミド及びアルファ―フルオロ―オメガ―［二―［（二―メチルプロパ―二―エノイル）オキシ］エチル］ポリ（ジフルオロメチレン）の共重合物（ポリ（ジフルオロメチレン）の重合度が八から二十までのものを含むものに限る。）

百三十六　ドデシル＝二―メチルプロパ―二―エノアート、Ｎ―（ヒドロキシメチル）プロパ―二―エンアミド及びアルファ―フルオロ―オメガ―［二―［（二―メチルプロパ―二―エノイル）オキシ］エチル］ポリ（ジフルオロメチレン）の共重合物（ポリ（ジフルオロメチレン）の重合度が八から二十までのものを含むものに限る。）

百三十七　［（一・三・五―トリアジントリアミン及びホルムアルデヒドの重縮合物）のメチル化反応生成物］及び二―（ペルフルオロアルキル）エタン―一―チオールの反応生成物（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が八から十八までのもの又は当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が二から十八までのものの混合物（ペルフルオロアルキル基の炭素数が八から十八までのものを含むものに限る。）に限る。）

百三十八　二・十五―ビス（カルボキシメチル）―四・十三―ジオキソ―三・十四―ジオキサ―五・十二―ジアザヘキサデカン―一・二・十五・十六―テトラカルボン酸及びアルファ―フルオロ―オメガ―（二―ヒドロキシエチル）ポリ（ジフルオロメチレン）の一：六エステル（ポリ（ジフルオロメチレン）の重合度が八から二十までのものを含むものに限る。）

百三十九　ビス［二―ヒドロキシ―Ｎ―（二―ヒドロキシエチル）エタン―一―アミニウム］＝アルファ―フルオロ―オメガ―［二―（ホスホナトオキシ）エチル］ポリ（ジフルオロメチレン）（ポリ（ジフルオロメチレン）の重合度が八から二十までのものに限る。）

百四十　二―ヒドロキシ―Ｎ―（二―ヒドロキシエチル）エタン―一―アミニウム＝アルファ・アルファ′―［（オキシジホスホリル）ビス（オキシエタン―二・一―ジイル）］ビス［オメガ―フルオロポリ（ジフルオロメチレン）］（ポリ（ジフルオロメチレン）の重合度が八から二十までのものを含むものに限る。）

百四十一　二―ヒドロキシ―Ｎ―（二―ヒドロキシエチル）エタン―一―アミニウム＝水素＝アルファ―フルオロ―オメガ―［二―（ホスホナトオキシ）エチル］ポリ（ジフルオロメチレン）（ポリ（ジフルオロメチレン）の重合度が八から二十までのものに限る。）

百四十二　二―ヒドロキシプロパン―一・二・三―トリカルボン酸及びアルファ―フルオロ―オメガ―（二―ヒドロキシエチル）ポリ（ジフルオロメチレン）の一：一エステル化反応生成物（ポリ（ジフルオロメチレン）の重合度が八から二十までのものを含むものに限る。）

百四十三　二―ヒドロキシプロパン―一・二・三―トリカルボン酸及びアルファ―フルオロ―オメガ―（二―ヒドロキシエチル）ポリ（ジフルオロメチレン）の一：三エステル化反応生成物（ポリ（ジフルオロメチレン）の重合度が八から二十までのものを含むものに限る。）

百四十四　二―ヒドロキシプロパン―一・二・三―トリカルボン酸及びアルファ―フルオロ―オメガ―（二―ヒドロキシエチル）ポリ（ジフルオロメチレン）の一：二エステル化反応生成物（ポリ（ジフルオロメチレン）の重合度が八から二十までのものを含むものに限る。）

百四十五　アルファ―（二―ヒドロキシ―三―［［二―（ペルフルオロアルキル）エチル］スルファニル］プロピル）―オメガ―メトキシポリ（オキシエタン―一・二―ジイル）（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が八から十八までのものに限る。）

百四十六　アルファ―ヒドロ―オメガ―ヒドロキシポリ（オキシエタン―一・二―ジイル）及びアルファ―フルオロ―オメガ―（二―ヒドロキシエチル）ポリ（ジフルオロメチレン）の一：一エーテル化反応生成物（ポリ（ジフルオロメチレン）の重合度が八から二十までのものに限る。）

百四十七　［ブタン二酸及び（二―メチルプロパ―一―エンの重合物）の一：一反応生成物］及び三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十一・十二・十二・十一―ヘンイコサフルオロデカン―一―オールのエステル化反応生成物

百四十八　［ブタン二酸及び（二―メチルプロパ―一―エンの重合物）の一：一反応生成物］及び三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一・十一・十二・十二・十三・十三・十四・十四―ペンタコサフルオロテトラデカン―一―オールのエステル化反応生成物

百四十九　ターシャリ―ブチル＝ベンゼンカルボペルオキソアートを開始剤とする、ブチル＝プロパ―二―エノアート、フラン―二・五―ジオン及びプロパ―二―エン酸の共重合物の二―（ペルフルオロアルキル）エチルエステルのカリウム塩（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が八から十二までのもの又は当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六から十二までのものの混合物（ペルフルオロアルキル基の炭素数が八から十二までのものを含むものに限る。）に限る。）

百五十　ターシャリ―ブチル＝ベンゼンカルボペルオキソアートを開始剤とする、ブチル＝プロパ―二―エノアート、フラン―二・五―ジオン及び二―メチルプロピル＝二―メチルプロパ―二―エノアートの共重合物の二―（ペルフルオロアルキル）エチルエステル（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が八から十二までのもの又は当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六から十二までのものを含むものに限る。）に限る。）

百五十一　アルファ―フルオロ―オメガ―［二―［（プロパ―二―エノイル）オキシ］エチル］ポリ（ジフルオロメチレン）（ポリ（ジフルオロメチレン）の重合度が八から二十までのものに限る。）

百五十二　アルファ―フルオロ―オメガ―［二―（ホスホノオキシ）エチル］ポリ（ジフルオロメチレン）（ポリ（ジフルオロメチレン）の重合度が八から二十までのものに限る。）

百五十三　アルファ―フルオロ―オメガ―［二―［（二―メチルプロパ―二―エノイル）オキシ］エチル］ポリ（ジフルオロメチレン）（ポリ（ジフルオロメチレン）の重合度が八から二十までのものに限る。）

百五十四　アルファ―フルオロ―オメガ―［二―［（二―メチルプロパ―二―エノイル）オキシ］エチル］ポリ（ジフルオロメチレン）、プロパ―二―エンニトリル、アルファ―（二―メチルプロパ―二―エノイル）―オメガ―［（二―メチルプロパ―二―エノイル）オキシ］ポリ（オキシエタン―一・二―ジイル）及びアルファ―メチル―オメガ―［（二―メチルプロパ―二―エノイル）オキシ］ポリ（オキシエタン―一・二―ジイル）の共重合物（ポリ（ジフルオロメチレン）の重合度が八から二十までのものを含むものに限る。）

百五十五　二―（ペルフルオロアルキル）エタン―一―チオールを連鎖移動剤とする、プロパ―二―エンアミドの重合物（ペルフルオロアルキル基の構造が直鎖であって、当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が八から十八までのもの又は当該ペルフルオロアルキル基の炭素数が六から十八までのものの混合物（ペルフルオロアルキル基の炭素数が八から十八までのものを含むものに限る。）に限る。）

百五十六　リチウム＝アルファ―［二―［（二―カルボキシラトエチル）スルファニル］エチル］―オメガ―フルオロポリ（ジフルオロメチレン）（ポリ（ジフルオロメチレン）の重合度が八から二十までのものに限る。）

附　則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第百七十一号）の施行の日（令和八年十一月二十二日）から施行する。